

第1章 報酬・費用弁償

浜田地区広域行政組合議会議員の議員報酬及び費用弁償 に関する条例

平成20年10月3日

条例第3号

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第4項の規定に基づき、議会の議員の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

（議員報酬の額及び支給方法）

第2条 議会の議員に支給する議員報酬の額は、日額6,000円とし、議会活動の都度これを支給する。

（費用弁償）

第3条 議会の議員が、公務のため旅行したとき及び法令、条例又は規則に定める会議等に出席したときの費用弁償については、浜田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成20年浜田市条例第36号）の例による。

（死亡した者に対する議員報酬等の支給）

第4条 死亡した者の議員報酬及び費用弁償は、その遺族に支給する。この場合において、支給順序は、恩給法（大正12年法律第48号）の例による。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（浜田地区広域行政組合議会議員等報酬及び費用弁償支給条例の廃止）

2 浜田地区広域行政組合議会議員等報酬及び費用弁償支給条例（平成11年浜田地区広域行政組合条例第10号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例の施行の日の前日までに、前項の規定による廃止前の浜田地区広域行政組合議会議員等報酬及び費用弁償支給条例の規定により支給し、又は弁償すべき理由を生じた費用弁

償については、それぞれこの条例の相当規定により支給し、又は弁償すべき理由を生じた費用弁償とみなす。